

要配慮者利用施設における避難確保 計画作成に向けて

令和2年11月17日・18日
国土交通省 北海道開発局
札幌開発建設部 河川整備保全課

本日の議題

1. 水防法等の一部を改正する法律
2. 災害リスクや避難・気象河川情報等の把握
3. 令和2年7月豪雨について
4. おわりに

1. 水防法等の一部を改正する法律 (平成29年6月施行)

年々、水害・土砂災害の発生リスクは高まっている

近年、地球温暖化に伴う大型台風や集中豪雨などにより、全国各地で水害・土砂災害が頻発。

時間雨量50mm以上の大雨の発生件数が増加



時間50mmとは？

○30mm以上～50mm未満

激しい雨 バケツをひっくり返したように降る

○50mm以上～80mm未満

非常に激しい雨 滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)

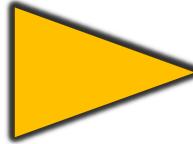
大雨の発生は、
約1.4倍に増加！

1時間降水量50mm以上の年間発生回数

(アメダス1,000地点あたり)気象庁資料より作成

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

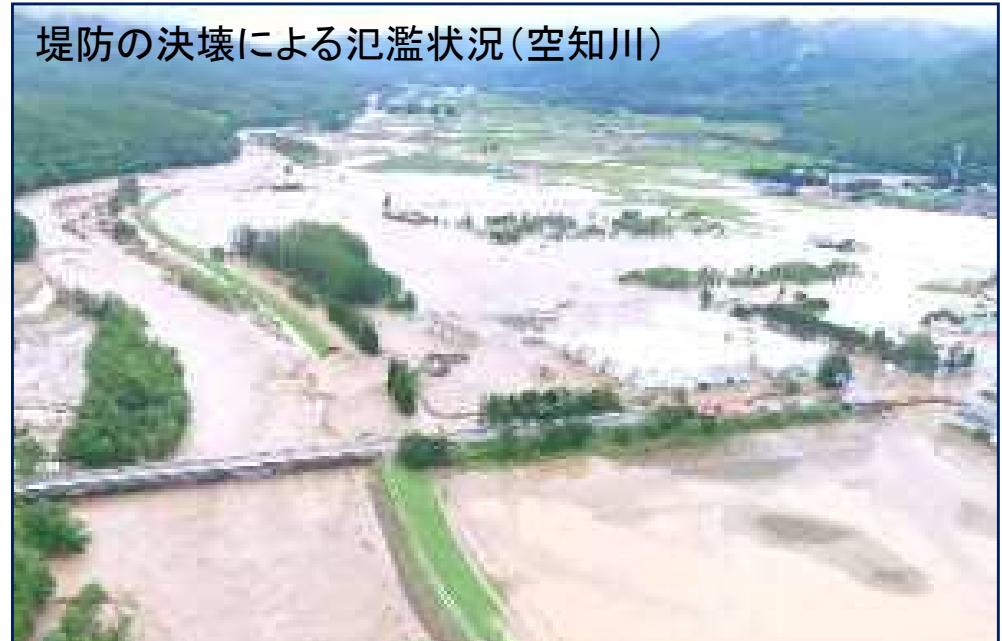


**「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、
同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。**

【平成27年9月 関東・東北豪雨】



【平成28年8月 台風10号】



要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化①

- 洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとする。
- 当該計画を作成しない場合には市町村長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表することができる。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
改正前	努力義務	努力義務
改正後	義務	義務

※ 土砂災害防止法では義務を新設

担保措置を創設

- ・計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
- ・指示に従わないときはその旨を公表。

- 国も以下の取組により計画作成等を支援予定。

- ・簡易な入力フォームを通じて避難確保計画を作成できるようにする等の「手引き」の充実
- ・地方公共団体が計画内容を確実にチェックできるよう、関係機関と連携して点検用マニュアルを作成
- ・モデルとなる地区において、関係機関と施設管理者が連携して避難確保計画を作成し、そこで得られた知見を共有
- ・計画作成や訓練に係る費用の補助等を市町村が行う場合、その費用を防災・安全交付金で支援



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化②

国交省、都道府県等

(水防法第14条等)

河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を
洪水浸水想定区域等として指定



市町村

(水防法第15条)

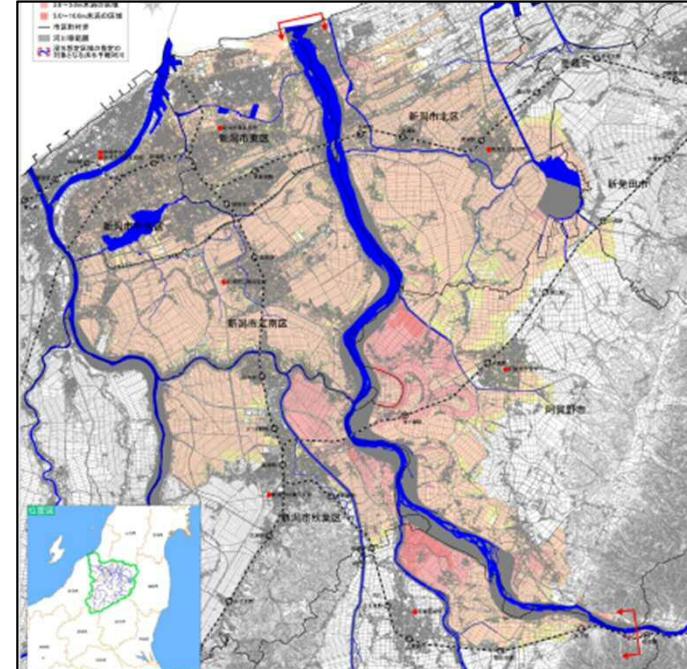
地域防災計画に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内の要配慮者利用施設※を記載するとともに当該施設への洪水予報等の伝達方法を記載



要配慮者利用施設の管理者等

(水防法第15条の3)

避難確保計画の作成、訓練の実施(義務)
自衛水防組織の設置(努力義務)



洪水浸水想定区域

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化③

【水防法第15条1項四号口】

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
→市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設
→施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に洪水予報等の伝達を義務づけ

【水防法第15条の3 1、5及び6項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務等を負う
・避難確保計画の作成(義務)
・訓練の実施(義務)
・自衛水防組織の設置(努力義務)

施設に避難確保計画の作成等を義務づけ

【水防法第15条の3 2項及び7項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務を負う
・避難確保計画の市町村への報告
・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等の報告を義務づけ

【水防法第15条の3 3項】

市町村長は、計画が未作成で必要と認められるとき、以下の行為ができる
・施設の所有者又は管理者に対する作成に係る必要な指示
・指示に従わなかったときには、その旨の公表

市町村は施設に対して計画作成の指示・未作成施設の公表ができる

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況

- 要配慮者利用施設とは、「社会福祉施設、学校、医療機関その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」とされている。（水防法・土砂災害防止法）
- 例えば、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、保育所等の社会福祉施設や病院等の医療施設、幼稚園、小学校等の学校が想定される。

水防法関係

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した洪水予報河川・水位周知河川等の浸水想定区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

市町村地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設の数	67,901
避難確保計画の作成施設数	24,234
うち、計画に基づく避難訓練の実施施設数	8,587

(平成31年3月31日時点)

土砂法関係

- 都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

市町村地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設の数	13,741
うち、避難確保計画の作成施設数（自主的取組）	4,958
うち、避難訓練の実施施設数（自主的取組）	1,404

(平成31年3月31日時点)

2. 災害リスクや避難・気象情報等の把握

災害リスクの把握①

災害リスク情報

災害リスクの把握では、施設が「**洪水浸水想定区域**」・「**家屋倒壊等はん濫想定区域**」などのかを確認し、想定される水深、浸水継続時間等を参考にしつつ「**洪水ハザードマップ**」の情報に従い、施設毎に避難計画を作成する必要があります。

河川の種類

洪水予報河川
(国、都道府県)
426河川

水位周知河川
(国、都道府県)
1, 627河川

その他の河川

(平成30年3月末時点)

公表されている資料

洪水浸水想定区域
(国、都道府県)

家屋倒壊等はん濫
想定区域(国)

(記載内容)

- ・浸水想定区域
- ・想定される水深
- ・浸水継続時間
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域

洪水浸水想定区域
が含まれる市町村に
おいて作成、公表

洪水ハザード
マップ(市町村)

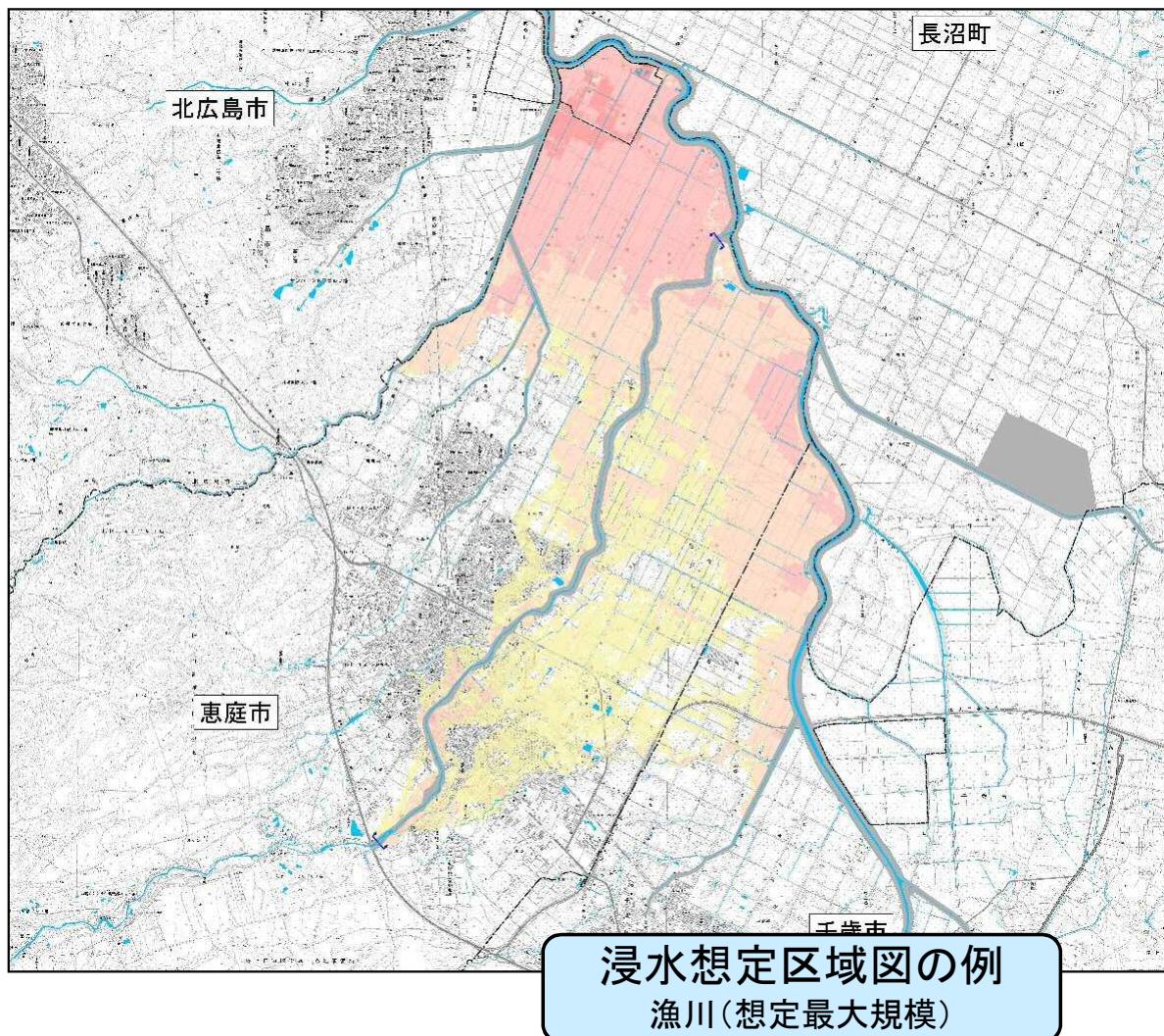
(記載内容)

- ・洪水予報等の伝達方法
- ・避難場所
- ・地下街、要配慮者利用施設等の名称と所在地
- ・早期の立退き避難が必要な区域(H28.4より追加)

災害リスクの把握②

①洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域は、対象とする河川が想定最大規模降雨によって氾濫した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域です



浸水想定区域図は、国または都道府県が作成し、

- 浸水想定区域 のほか、
- 想定される水深
- 浸水継続時間
- 家屋倒壊等氾濫想定区域について公表

凡 例

浸水した場合に想定される水深（ランク別）

- 0.5m未満の区域
- 0.5～3.0m未満の区域
- 3.0～5.0m未満の区域
- 5.0～10.0m未満の区域

市町村界

- 遊水地群（建設中）
- 浸水想定区域の指定対象となる洪水予報河川

災害リスクの把握③

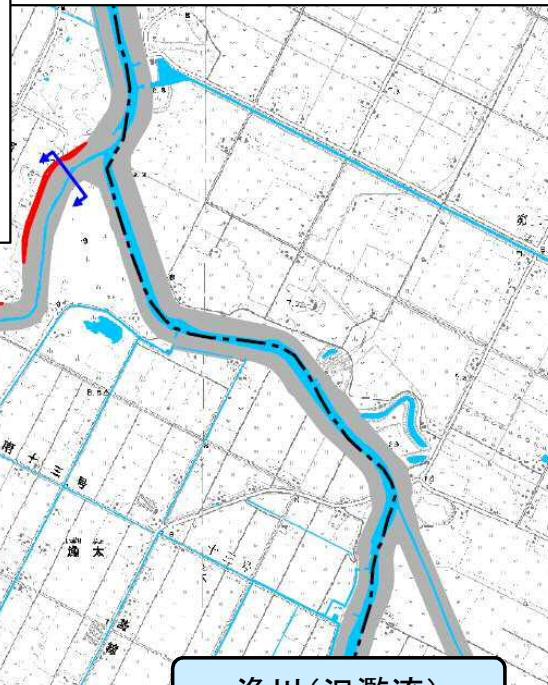
②家屋倒壊等氾濫想定区域

- 「家屋倒壊等氾濫想定区域」は、堤防沿いの地域等において、洪水時に家屋が倒壊するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域です
- この区域では、洪水時には避難勧告等に従って安全な場所へ確実に立ち退き避難する必要があります
- 洪水ハザードマップに記載される「早期の立退き避難が必要な区域」は、この区域も考慮して設定されています

家屋倒壊等氾濫想定区域の例

凡 例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）
- 市町村界
- 遊水地群（建設中）
- △ 浸水想定区域の指定対象となる洪水予報河川



堤防決壊等に伴う氾濫流による家屋倒壊等のイメージ



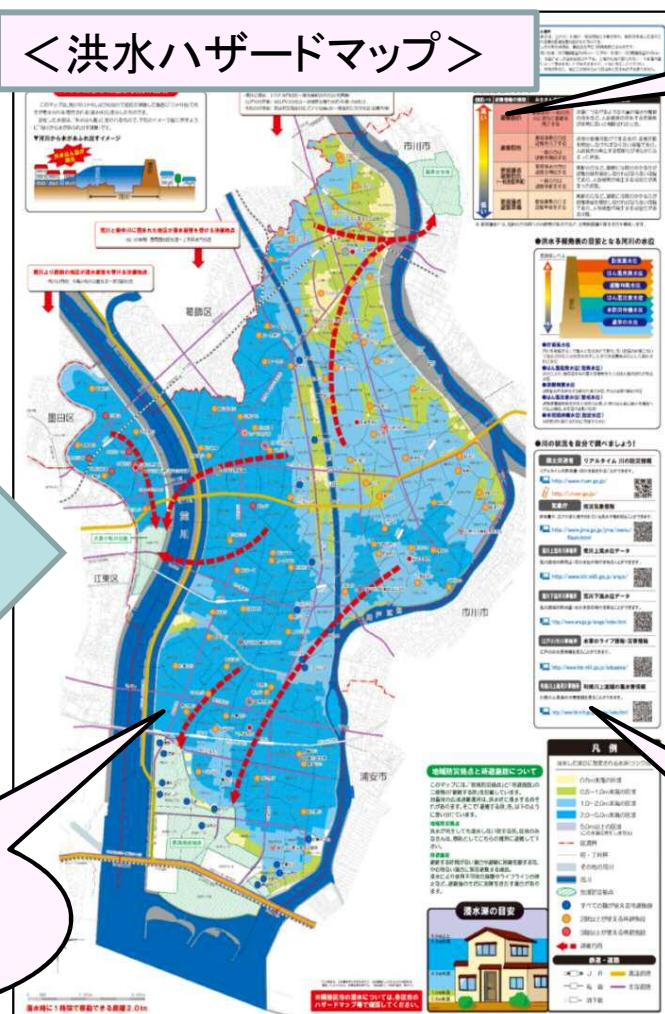
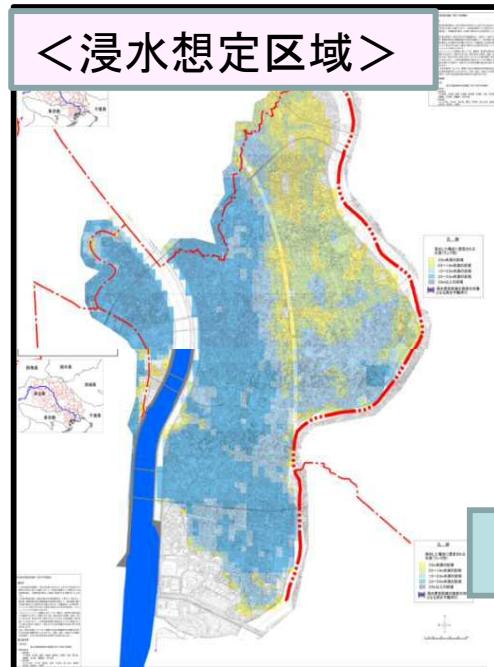
河岸侵食に伴う家屋倒壊等のイメージ

災害リスクの把握④

③洪水ハザードマップ

洪水ハザードマップは、洪水浸水想定区域図をもとに、市町村地域防災計画において定められた必要事項及び早期に立退き避難が必要な区域等を記載したものです

○江戸川区の洪水ハザードマップの事例



浸水深の表示

避難場所の表示

洪水ハザードマップは、市町村が作成し、
➤ 洪水予報等の伝達方法
➤ 避難場所
➤ 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称と所在地
➤ 早期の立退き避難が必要な区域(H28.4より追加)
等について記載し公表

行政機関の連絡先 等

避難情報の把握①

①避難情報の種類

- 市町村が発表する避難情報には、「**避難準備・高齢者等避難開始**」・「**避難勧告**」・「**避難指示(緊急)**」の3種類があります。
- 要配慮者利用施設では、自力避難が困難な方の利用も多く、避難に時間が必要なことから、**「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、避難を開始すること**が必要です。

避難準備・高齢者等避難開始

次に該当する方は、避難を開始して下さい
・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、**避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方**

それ以外の方については、気象情報に注意し、危険だと思ったら早めに避難をして下さい。

避難勧告

速やかに避難を開始してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

避難指示(緊急)

緊急に避難して下さい。
外が危険な場合は、屋内の高いところに緊急に避難して下さい。

避難情報の把握②

②水害時の避難開始基準

- 主要な河川では、水位観測所を設けて、リアルタイム水位を公表しています。
- 水位観測所では、災害発生の危険度に応じた基準水位が設定されています。

(基準となる水位観測所)

レベル	水位	水位の意味
5	氾濫の発生	<ul style="list-style-type: none">・市町村長の「<u>避難勧告</u>」「<u>避難指示(緊急)</u>」等の発令判断の目安・住民の避難判断の参考になる水位
4 (危険)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	<ul style="list-style-type: none">・市町村長の「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」等の発令判断の目安・<u>災害時要配慮者の早期避難誘導</u>・住民の氾濫に関する情報への注意喚起
2 (注意)	避難判断水位 氾濫注意水位 (警戒水位)	<ul style="list-style-type: none">・水防団の出動の目安
1	水防団待機 水位	<p>※()書きは水位周知河川の場合</p>

情報の入手方法①

川の防災情報は、パソコン、スマートフォン、携帯電話で入手が可能

トップ画面



メニュー表示

洪水予報等

河川（国管理）における洪水予報等の発表状況を表示

（都道府県管理河川については、「リンク」メニューから各都道府県の河川情報が閲覧可能）



【洪水予報文】
○川の○○水位観測所（○○市）では、○日○時○分頃に、はん濫危険水位（レベル4）に到達しました。川沿いの○○市のうち、堤防の無い、または堤防の低い箇所などでははん濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報を注意して下さい。

レーダ雨量



雨量強度と雨域の移動の把握が可能

水位情報

選択した観測所の現在の河川水位と基準水位との関係を表示



<川の防災情報URL>

- 【PC】 <http://www.river.go.jp/>
- 【スマート】 <http://www.river.go.jp/s/>
- 【携帯】 <http://i.river.go.jp/>

スマート版
QRコード



情報の入手方法②

- 地上デジタルテレビのデータ放送で河川情報(雨量・水位)を入手することができます。
- NHK、民放含め全国49放送局の協力により、全都道府県において提供されています。

NHKの放送例(画面はイメージ) 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の場合

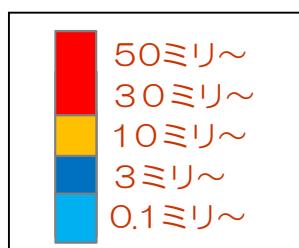
<雨量情報>



<河川水位情報>



- 雨量観測所を地図上の円で位置を表示
- 雨量は強さに応じて5段階の色で表示



リモコンのdボタンでデータ放送画面を表示し、上下ボタンで画面の切り替え操作を行います。



- リモコンの上下ボタンで東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の情報を切り替え可能

- 基準水位を超えた観測所を表示
- ラベルの色は、水位レベルに応じて色分けして表示



- 過去時刻の水位に対しての増減の状況を矢印で表示
- リモコンの上下ボタンで、それぞれの基準水位を超えた観測所のリストの表示を切り替え可能

3. 令和2年7月豪雨の被害状況について

令和2年7月豪雨による浸水状況について

令和2年7月15日12時時点

国土交通省 水管理・国土保全局

- 国が管理する6水系6河川で決壊等による氾濫が発生。浸水面積は合計約1,290ha。
うち、2箇所で決壊、11箇所で氾濫した球磨川水系球磨川（熊本県人吉市、球磨村等）では、浸水面積は約1,060ha。
- 国が管理する米代川水系米代川周辺、信濃川水系犀川周辺において、本川の水位が高かったため、水路等が排水できず浸水が発生。
- 県が管理する51水系106河川で氾濫が発生。うち、鹿児島県が管理する川内川水系首次川、勝目川では、決壊による浸水が発生。

**浸水被害が発生した河川
(河川管理者から報告があったもの)**



筑後川の浸水
(7月7日午前)



玖珠川の浸水
(7月7日午前)
(大分県提供)



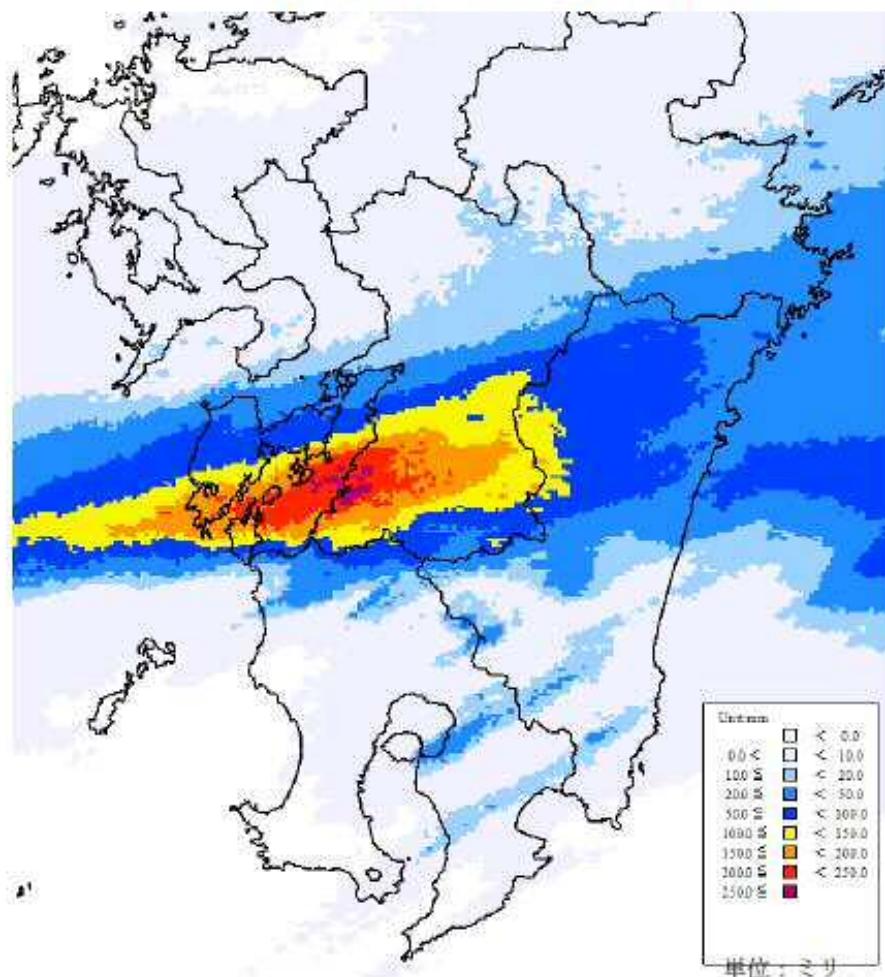
球磨川の浸水
(7月4日午前)



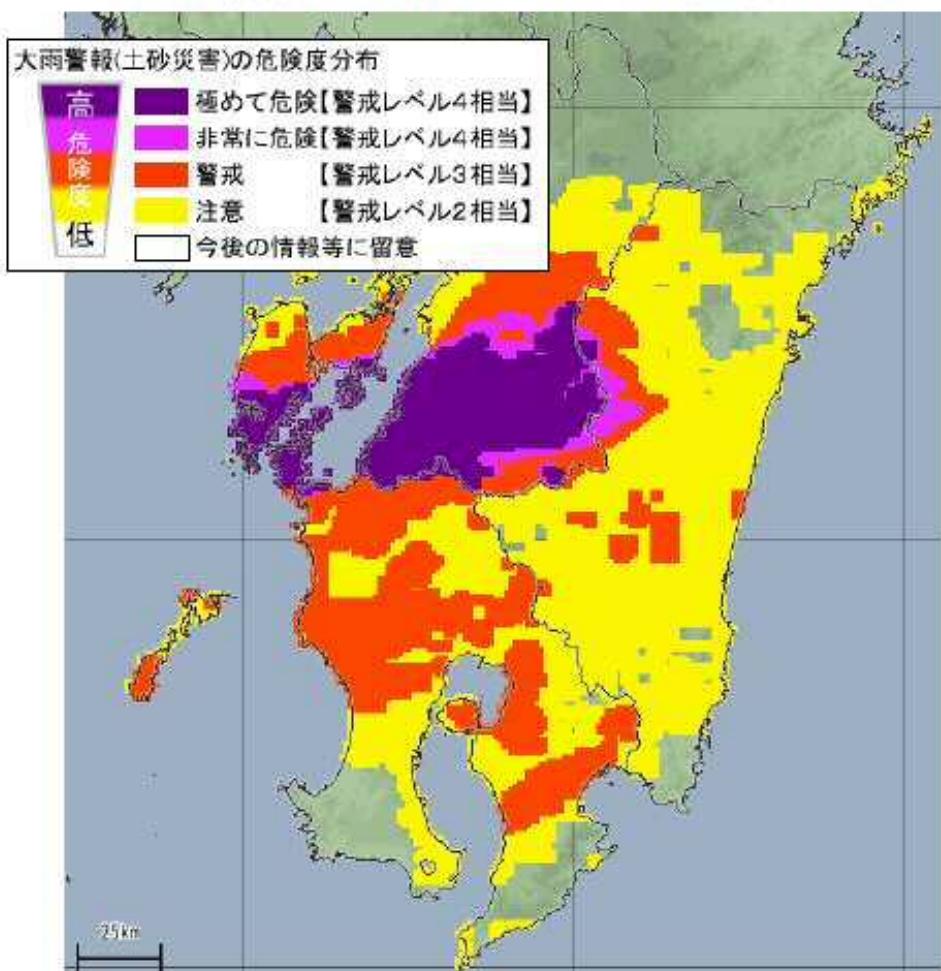
7月4日5時

(熊本県、鹿児島県に大雨特別警報を発表した直後)

3時間降水量(解析雨量)



大雨警報(土砂災害)の危険度分布



九州地方整備局が保有する防災ヘリ「はるかぜ号」から上空調査

- 7月4日 被災状況の確認のため、九州地整の防災ヘリ「はるかぜ号」で上空調査を実施。



△ 九州地方整備局の防災ヘリ「はるかぜ号」



△ 球磨川上空から被災状況を確認（熊本県八代市）



△ 「はるかぜ号」に搭乗するTEC-FORCE



△ 球磨川上空から被災状況を確認（熊本県人吉市）

福岡 調査依頼はこちら

西日本新聞
2020年8月20日(木)

トップ 福岡 九州 社説・コラム 全国・海外 連載 ランキング

西日本新聞ニュース > 九州ニュース > 熊本 > 千寿園の教訓を備えに 入所者14人犠牲、避難情報共有が鍵

熊本 社会

千寿園の教訓を備えに 入所者14人犠牲、避難情報共有が鍵

2020/8/5 6:00
西日本新聞 総合面 優知里

計画に浸水想定なく

熊本県球磨村の特別養護老人ホーム（特養）「千寿園」で入所者14人が犠牲になった豪雨災害から1カ月。当時いた職員らの証言からは、建物外への避難が難しい状況で入所者を必死に守ろうとした姿とともに、避難計画の「不備」も浮かび上がった。毎年のように起きる水害にどう備えるのか。専門家は「訓練を重ねることで、避難確保計画の精度を上げていく必要がある」と指摘する。

水が流入し始めた千寿園内部 = 7月4日、熊本県球磨村

朝日新聞 DIGITAL

速報 朝刊 夕刊 連載 特集 ランキング ...

トップ 社会 経済 政治 國際 スポーツ オピニオン IT・科学 文化・芸能

朝日新聞デジタル > 記事

再開断念の千寿園、行き場失う入所者も 豪雨の影響深刻

会員記事 九州豪雨

棚橋咲月、藤牧幸一 2020年8月2日 19時02分

f シェア t ツイート b ブックマーク m メール p 印刷

記録的豪雨による水害で14人が犠牲になった特別養護老人ホーム「千寿（せんじゅ）園」（熊本県球磨（くま）村）が再開を断念し、地域福祉に影を落としている。周辺の高齢者施設も軒並み浸水し、行き場を失った入所者もいる。被災からまもなく1カ月。入所者の体調が悪化し、家族の負担が増すことを懸念する声も出はじめた。

4. さいごに

★避難確保計画作成に向けてのポイント

- ①まずは、避難確保計画を作成してください。
- ②そのうえで、避難訓練の実施。
- ③訓練を通じて、適宜見直しを！

The screenshot shows the official website of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (MLIT) in Japan. The main navigation bar includes links for 'メニュー' (Menu), '自衛水防(企業防災)' (Self-defense against flooding (Corporate Disaster Prevention)), '地下空間の浸水対策' (Flood prevention measures for underground spaces), '要配慮者利用施設の浸水対策' (Flood prevention measures for facilities used by people requiring consideration), '工場・事務所等の浸水対策' (Flood prevention measures for factories, offices, etc.), and '災害情報普及支援室一覧' (List of disaster information dissemination support rooms). Below the menu, there is a section titled '自衛水防(企業防災)について 要配慮者利用施設の浸水対策' (About self-defense against flooding (Corporate Disaster Prevention) - Flood prevention measures for facilities used by people requiring consideration). It includes a brief description of the measures and a photograph of an interior space.

This screenshot shows a detailed report on the implementation status of flood prevention plans. It includes a summary table with data such as the number of plans implemented by prefecture and facility type. Below the table, there are sections for 'Flood prevention plan implementation status by facility type' and 'Flood prevention plan implementation status by location'.

This screenshot displays a guide for developing a flood prevention plan. It includes sections for 'Flood prevention plan implementation status by facility type' and 'Flood prevention plan implementation status by location'. There are also links to download various guides and templates in PDF and DOC formats.

This screenshot provides information about the revision of the Disaster Prevention Law. It includes a link to the revised law and a section titled 'Flood prevention plan implementation status by facility type'.

ありがとうございました

